

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 伊藤 徳高
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー38階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年11月25日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	アジア開発キャピタル株式会社
証券コード	9318
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サンフンカイ・ストラテジック・キャピタル・リミテッド (Sun Hung Kai Strategic Capital Limited)
住所又は本店所在地	香港、コーズウェイ・ベイ、ハイサン・アベニュー33、リー・ガーデン・ワン42階 (42nd Floor, Lee Garden One, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 谷千明
電話番号	03-6438-5200

## 2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ドルモン・インターナショナル・リミテッド (Dormont International Limited)
住所又は本店所在地	英領バージン諸島、VG1110トルトラ、ロードタウン、ウィッカムズ・ケイII、ヴィストラ・コーポレート・サービス・センター
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 谷千明
電話番号	03-6438-5200

## 3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サウス・アイル・インターナショナル・リミテッド (South Isle International Limited)
住所又は本店所在地	英領バージン諸島、VG1110トルトラ、ロードタウン、ウィッカムズ・ケイII、ヴィストラ・コーポレート・サービス・センター
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 谷千明
電話番号	03-6438-5200

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	令和2年11月5日

訂正箇所	<p>第2 提出者に関する事項 1 提出者(大量保有者)/1 (6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約</p> <p>第2 提出者に関する事項 2 提出者(大量保有者)/2 (6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約</p> <p>第2 提出者に関する事項 3 提出者(大量保有者)/3 (6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約</p>
------	--

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ロックアップの合意

当社は、2020年8月7日、発行会社との間で以下のとおり合意した。

- ・当社は、2020年10月6日に第三者割当増資により取得した株式(当該株式)については、2020年10月6日から2021年10月5日の期間(ロックアップ期間)において市場内で売却しないこと

- ・当社はロックアップ期間において、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、当該株式を市場外で売却しないこと。かかる制限は、譲受人が当該株式を更に売却する場合にも適用される。

- ・当社は、2020年10月6日に無償割当により取得した新株予約権証券(当該新株予約権証券)については、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、譲渡しないこと。かかる制限は、譲受人が当該新株予約権証券を更に譲渡する場合にも適用される。

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 2【提出者(大量保有者)/2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 2【提出者(大量保有者)/2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当社は、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタル・リミテッドが発行会社との間で締結した2020年8月7日付引受契約に従い、下記ロックアップ条項の適用を受ける。

- ・当社は、2020年10月6日に第三者割当増資により取得した株式(当該株式)については、2020年10月6日から2021年10月5日の期間(ロックアップ期間)において市場内で売却しないこと

- ・当社はロックアップ期間において、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、当該株式を市場外で売却しないこと。かかる制限は、譲受人が当該株式を更に売却する場合にも適用される。

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 3【提出者(大量保有者)/3】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

### 3【提出者(大量保有者)/3】

#### (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

##### ロックアップの合意

当社は、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタル・リミテッドが発行会社との間で締結した2020年8月7日付引受契約に従い、下記ロックアップ条項の適用を受ける。

- ・当社は、2020年10月6日に第三者割当増資により取得した株式(当該株式)については、2020年10月6日から2021年10月5日の期間(ロックアップ期間)において市場内で売却しないこと
- ・当社はロックアップ期間において、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、当該株式を市場外で売却しないこと。かかる制限は、譲受人が当該株式を更に売却する場合にも適用される。
- ・当社は、2020年10月6日に無償割当により取得した新株予約権証券(当該新株予約権証券)については、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、譲渡しないこと。かかる制限は、譲受人が当該新株予約権証券を更に譲渡する場合にも適用される。